

Title	ゴードン・リード著 財政統制の政治学：下院の役割
Sub Title	Gordon Reid, The politics of financial control, the role of the house of commons, 1966, London
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.8/9 (1970. 9) ,p.704(88)- 708(92)
JaLC DOI	10.14991/001.19700901-0088
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700901-0088

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

峻したものほんの一部にすぎない。われわれは、著者がその「あとがき」にのべているように、「本書を一つの基石として、このなかにもふくまれているさまざまな問題を、拡充し発展させていくことこそが課題なのだ」という感を深くする。この雑な紹介の筆をおくにあたって、学問的研鑽にあくことなき情熱を燃やされる著者にたいし、深い敬意をあらわすものである。

(青木書店・1970年刊・A5・452頁+26頁・2,000円)

飯 田 鼎

ゴードン・リード著

『財政統制の政治学——下院の役割』

Gordon Reid: *The Politics of Financial Control. The Role of the House of Commons*, Hutchinson University Library, London 1966, 176 p.

〔I〕

「議会による国庫の統制、これはイギリスの憲法の基本的原則の一つとして主張されてきたものである。……しかし、この表現は、現代の産業社会にあっては一つの謎である。」この基本原則は、執行権力の優越を拘束しようとする代議士達の願望の表現であるとしても、規模と作用の両面において巨大なものとなっている政府の財政政策のもとにあっては、この原則の文字通りの適用は、敏速にして積極的な、そして一貫性のある政府における決定作成に対する一大脅威をなすであろう。それならば、この表現は、現代の経済的諸条件において何を意味し、今日のイギリス政府において何を意味するのであるか？ (p. 9)

ここで取上げるリードの書物は、このような疑問の提起をもって書きおこされている。ここから察せられるように、本書が主眼目とするのは、イギリス議会の最も重要な機能の一つ、「議会による財政の統制」の実態を明らかにすることであり、「現代の産業社会における代議制議会の役割と、私が議会政治と呼ぶところの過程」とについて問題を提起することである (序文 p. 7)。

〔II〕

〈1〉本書は6章からなる。第1章は「財政に関する議会での手続きのミステリー」と題されている。この手続きという言葉で意味されているのは、議会における慣行、議事規則 Standing Orders, および、種々の法律の三つのものの複雑な合成物のことであり (p. 17)、この点に研究の出発点を求めているところに、リードの独特な問題意識を見ることができるところである。第1章では、リードは、議事手続きのルールの内容には立入ることをせず、その変遷の契機となった執行府と立法府の関係の変化、立法府内における権力のバランスの変動に着目する。

19世紀末以前の、政党が未だそれほど「闘争のための陣営」化していない状況のもとでは、下院における議事手続きの変更は、下院全体で、つまり、政党の個別的利害を越えて超党派的に処理されてきたのに対して、世紀末の普選制確立を契機とする政治の「大衆化」、政党の変質が進むに従って、議事手続きの変更は下院自体の問題として処理できなくなり、政府の側からのこれについての介入が見られるようになり、政治問題化するに至る。しかし、政治化した議事手続き問題で対立するのは、与党対野党ではない。与野党の幹部議員 Front-benchers 対野党の陣笠議員達 Back-benchers なのだ。議会における与党の指導者達は、政府への拘束を強めるようなしかたで下院の権力を昂揚させることに消極的であるのは当然として、野党の指導者達も、野党の他の誰よりも政治権力の門口に近い所に立つ者として与党指導者と同様に消極的たらざるをえない。与野党の陣笠議員達は、少数党のメンバー達と共に、行政をチェックするための討論の機会を拡張することを求めて、手続きの改革に積極的に対処しようとする。手続き問題をめぐって、与野党の幹部議員達は立法—行政関係を行政に有利に、陣笠議員達は立法に有利に働くように改革しようとするのを見ることが出来る。この意味において、下院の手続きの改革は、「政府の ins と outs」という関係ではなく、「権力の ins と outs」という関係において把握・考察されねばならない、とリードは主張するのである (p. 27)。

立法府に対する行政府の優位の實現、議会の死滅、官僚制の勝利といった指摘は最早目新しいものではないが、この傾向的發展を促進したのは、政党における寡頭制支配の貫徹であった、と云ってよいであろう。19世紀末以来の全院委員会制度を中心とした財政上の

立法過程で、議員の討論が制限され立法上の自由が拘束されてゆくのは、このために他ならない。しかし他面では、立法府の地位の低下・政党寡頭制の支配に対して、陣笠議員の側からの抵抗が展開される。陣笠議員の叛乱 back-bencher's revolt と呼ばれるものがそれであり、議会の財政統制機能についていえば、この叛乱の所産として、特別委員会による統制という新たな局面が切り開かれることとなるのである。

議会による財政統制は、リードによれば、上記のように、財政の立法過程によるものと、特別委員会によるものとに大別され (p. 143)、前者が第2, 3, 5の各章で考察され、後者は第4章で論究されている。第2章では、財政に関する議事の手続きを、かつて下院書記の任にあったチャンピオン Sir Gilbert Campion の整理に従って4つのルールに要約して、その起源、歴史の変遷、現代におけるその役割構造が考察されている。第3章では、これを受けて、特に歳入の統制の実態が、第5章では、歳入の統制のそれが論究されることになる。

〈2〉さて、チャンピオンの4つのルールとは、大要次のようなものである。第1、財政に関する発議権は国王 (およびその委任を受けた大臣) にのみある。第2、財政上の負担に関する議案はすべてあらかじめ全院委員会において審議される。第3、財政上の授権や承認は立法化されてはじめて有効なものとなる。その発議は下院においておこなわれ、同一会期内にその手続きを完了する。第4、財政に関する議事の各段階のあいだには、時間の間隔をおかねばならない。以上である。

これらのルールの作用の変遷を要約して、リードは次のように述べている。第1のルールは、「財政上の立法過程における政治を拘束するもの」として働くようになってきた、つまり、財政に関する事柄において陣笠議員の側での発議権を制限することになる。第2~4のルールは、表向きは、種々の理念の衝突を奨励し、代議制議会における自由な妥協の過程を促進するように仕組まれている。しかし、これらが現代において適用されること、ことに1832年以来、あるいは一層顕著には大衆統合政党の発展以来、第1のルールはその拘束的性格を一層強化する一方、他のルールも、意図された民主的効果をうばわれるに至っている。Front-benchers が権力を獲得し、Back-benchers は敗退したのである (p. 34~5)。

これらの手続きルールの歴史的変遷としてリードが論ずるところをここに再現するのは措くとして、リー

ドの所説に特徴的と思われるものを以下に指摘しておきたい。

〈3〉前記の要約からも明らかなように、「国王が要請し、下院は授権し、上院はこれに同意する」という政府と議会の財政上の関係 (p. 36) が、政府による財政上の提案権の排他的独占、議員の立法上の権利の制限といった関係に推移してゆく契機は、19世紀中葉乃至後半の政治上の変化に求められている。リードによれば、この契機とは、「民主主義」の抬頭に他ならない。「社会改革への恐怖」、あるいは、「有産者と有識者を犠牲にして政治権力が愚かな大衆の手に投げあてられる」ことへの恐怖がイギリス貴族層を支配するに至ったことこそが、この変化の発端を開かしたのである (p. 39)。事実、「この (19) 世紀の初頭における政治行動の規範であった『平和と緊縮』が、社会的正義と貧困の緩和への叫びによって代られた」とき、「人民の代表者達は、抑制者たることをやめて (公共) 支出に拍車をかけ始めたのである」 (p. 67)。このような政治的環境の変化のなかで、1852年と66年に、第1のルールに関する議事規則は、陣笠議員の立法上の権限を拘束する方向へと修正されていった。それは、立法府支配の強大な権力を執行府にあたえることを意味し、言葉を換えれば、議会における政治過程、従って、政治家、政党および圧力集団への不信を宣言するものであった (p. 42~4)。

この際重要なのは、現代において問題となる政党は、単に政治家の集団といったものではなく、寡頭制支配のもとに成立つ規律ある政党だ、ということである。そして、このことと、執行府による立法府の権限の拘束とが、実は表裏一体の関係にある、ということである。第2のルールにいう全院委員会とは、下院の議長を除く全議員によって構成されるもので、歳出委員会 Committee on Supply と歳入委員会 Committee on Ways and Means とを指すが、財政に関する議案はすべて、この全院委員会においてあらかじめ審議するというのが、イギリス議会における伝統的な慣行であった。成立の当初においては、国王の介入を排して自由な条件のもとで財政上の議案を審議するというのがその趣旨であったが、現代においては、この第2のルールは、全院委員会の議事運営の複雑な仕組みをとおして、陣笠議員達の修正 (ことに議定費歳出予算の増額を結果するような修正) 提案を不可能とする役割を果たす。執行府はこのようにして立法府を統制し、同時に、幹部議員達は、小規模の非公開の委員会での審議にくら

べて遙かに容易に、陣笠議員達の行動を統制することができるのである(p. 51-2)。「議事手続きは、……統制の手段である。歳出予算審議の過程においては、それは、卒伍の議員達を統制するために政党の寡頭制の手中にある「神聖」にして全く有効な手段である」(p. 75)。このように、「アン女王と同じ位古い」といわれるこの伝統的な手続きルールによって、執行府と政党寡頭制権力は、選挙民に訴える力のある野党の代替提案に反対投票するという困難を避け、意見を異にする陣笠議員達が「つけあがる」のを抑制し、新党の結成を時には促進するような財政上の発議を抑圧することを可能とされているのである(p. 45)。

〈4〉 財政統制に関する執行府と立法府の関係は、歳入や歳出の個々の局面についてみると、多様であるばかりでなく、若干の相異も見出される。歳出統制については、まず、立法府の統制の及びえぬ財政運営の手段として追加予算や流用の制度、民政費緊急基金の利用があり、また、課税は伴わないが国庫の負担の設定を伴う条項について必要な金銭決議にも第1のルールが適用されて、執行府のみがこれを提案することができる。歳入委員会によって承認された限度内での資金の統合国庫資金からの支出には、歳入委員会の議決が必要であるが、この議決は総額についておこなわれ、ここで拒否権が行使されることはほとんどありえない。第3のルールに従って、下院のおこなってきた支出承認に法的効力をあたえるために、国庫金支出法案および議定費歳出予算法案が提出・審議されるけれども、これもまた第2のルールに従って全院委員会にかけられ、院内幹事の統制のもとに討論はきびしく制限されている。さきに議会の財政統制一般についてみたところともあわせて、歳出統制の実態がこのようなものであるところから、歳出政策の形成におけるロビイスト達の働きかけは、ウェストミンスターよりもむしろホワイトホールへと、つまり、議会よりもむしろ行政諸官省へと集中してゆくことになる(p. 75-92)。

議会による歳入統制についてみるならば、歳入政策や課税問題が議会の重要な関心対象であることに古来変りはないのだけれども、国家の役割や活動が巨大なものとなった現代では、歳入政策上の実質的な権限は大幅に執行府に委任されるようになっていく。若干の種類の租税については、執行府は税率変更の権限を獲得し、債務管理政策についても、執行府は自由裁量の権限を持つに至っている。また、所得税を例外として、永久税として立法されたものによる税収が、年々の歳

入統制の対象とならないことは周知のとおりである。従って、ここで問題になるのは、所得税課税のための年々の立法と、立法府による事前の承認を必要とする租税の立法である。ここでも先のチャンピオンの4つのルールが生きていることはいまでもないが、特徴的なのは次の点である。第2のルールに従って、歳入法案は全院委員会である歳入委員会に上程され、同委員会は、現行租税の継続、増税または新税の賦課に必要な決議と減税に関する決議とを、討論なしに直ちに票決に付する。この手続きは、1913年租税徴収法にもとづくものであり、税制改正を見越してこれに先廻りするような納税者の行動を未然に防ぐためのものであった。このような手続きは、事実上、歳入委員会をして「執行府のかくれみの」たらしめることになるし、さらに、歳入委員会の決議は、その後の審議過程における基準として取扱われるのであって、下院の行動は、執行府提案に事実上拘束されることになる(p. 133-8)。しかし、歳入法案の審議においては、陣笠議員達の立法上の自由の制限は、歳出予算の場合にくらべて比較的ゆるやかであった。ここでは、陣笠議員達は、修正動議を実現させる見通しを比較的ゆたかに持ち得たのである(p. 133)。このように、陣笠議員達の不満は、主として歳出統制をめぐる噴出することになる。

〈5〉 すでに指摘したように、リードが着目する議会の財政統制のもう一つの局面として、特別委員会の役割がある。第4章において、リードはこのような特別委員会として、決算委員会 Committee of Public Accounts、特別予算委員会 Select Committee on Estimates および国有化産業特別委員会 Select Committee on Nationalised Industries の3つを取上げて、考察の対象にしている。

リードが強調するのは、これらの特別委員会の形成が、下院における陣笠議員達の実力を示すものであり、同時に、財政上の立法過程における下院の役割および上院との関係の変化と密接に関連している、ということである。3つの委員会のうちで最も古い歴史を持っているのは決算委員会であり、これが設立されたのは、1861年のことであった。その直前の1860年、歳相グラッドストーンが提案し下院が承認した新聞紙税廃止法案を上院が否認するという事件があり、下院は、上院のこのような行動は自らの立法上の権利に影響するところが大きいとして、「国王に援助と歳費を供与する権利は下院のみにある」という決議を採択したのであった。決算委員会がこのような政治的雰囲気なかで

設立をみたということは、その設立が、上院との関係において代議院としての自らの独自の存在を主張せねばならないという下院の危機意識に支えられたものであったことを示している。なお、この決算委員会の設立は、1866年の国庫および会計検査院法と合せて、グラッドストンの志向した「財政統制の循環」(p. 58)を完結させるものであった。そして、実は、前述のような執行府と立法府の関係の最近一世紀の間での変化によって、その実質的・包括的な意味を喪失せしめられたのが、この「財政統制の循環」であったことを見落してはならないであろう(p. 95-6, 99)。

特別予算委員会が設立されたのは、1912年の一層闘争的な雰囲気なかにおいてであった。多年に亘る上院対下院の対立が、1909年、上院による予算案の拒否という形で最頂点に達し、これに抗議した下院の解散とその直後の総選挙における政府与党の大勝を経て、1911年、第1次議会法において、下院の財政法案に関する優越が明確に規定されるに至る。しかし同時に、下院は、執行権力の立法府への一層の侵入に直面したのもであった。1896年のパルフォア提案(歳出委員会の機能は、行政における節約の確保のための細目審査ということではなく、政府の政策批判、行政の統制、内外の諸政策に関する政府の説明の要求であるべきだ—p. 70)以来次第に顕在化してきた陣笠議員達の不安と不満は、政党の如何を問わず集められた244名の署名を伴うメモランダムを発表となって、特別予算委員会の設置を要求し、これを実現したのである。そして、これが目指したのは、かのグラッドストンの「財政統制の循環」の解体を阻止し、再強化することであったといつてよいであろう(p. 96-7)。

その約40年後、労働党政府のもとで国有化政策の一層の拡大が追求されていた頃、第3の国有化産業特別委員会設置の運動が起った。これもまた、従来の財政統制の機構では全く統制不可能な国有化産業という形態での執行権力の拡大に対する、立法府の防衛のための行動であったといえよう。1951年、保守党内閣のもとで予備調査のための特別委員会が設置され、1953年には、国有化産業特別委員会の設置が勧告された。しかし、この委員会の機能を、設置することが無意味となる程に狭く限定しようとする動きに、陣笠議員達は激しく対立して紆余曲折を経た後、同委員会は1956年以來、会期毎に下院の決議にもとづいて設立されてきたのである(p. 99)。

このような経過を概観したうえで、リードは次のよ

うに述べる。「上院の権力の低下を示す前世紀以来の里程標は、また、執行府の侵入に対して下院を防衛しようとする代議士達の反応の最高水位線でもあった、といえよう」(p. 100)。

〈6〉 このあと、リードは、これらの特別委員会に関する公式の諸規定、規模、実際上の活動、メンバーの構成、委員会報告の下院による取扱い、専門委員の役割、特別委員会の政策的機能等を考察している。多岐にわたる叙述のなかから、ここでは次の点のみを紹介しておきたい。

特別委員会について特徴的なことは、それは、「平議員に対して開かれた公務の唯一の真に価値ある形態」であるといわれるように、統治の過程に、現在そうであるよりも一層直接的に貢献しようとする陣笠議員達の努力によって支えられている、ということである。委員会の行動は、党の拘束からは切り離された非党派的な接近によって特色づけられ、従って、与党対野党としてではなく、政府対下院という観点で問題が論じられることになる。それだけに、幹部議員達は特別委員会の行動に疑念を持ち、執行府はその活動を狭く限定しようとし、時には特別委員会の調査活動が妨害されたりもする。下院の本会議においても、特別委員会の報告には格別の考慮が払われてこなかったのだが、これを変えて、歳出予算の審議期間中3日を割いて委員会報告の討論にあてさせることにしたのは、陣笠議員達の叛乱(1960年の Hinchingsbrook revolt)であった。そして、特別委員会の果たす役割は、公式の諸規定によってはかられるものではなく、その構成員の実際の志向である。その志向とは、決算や予算、国有化産業に関する政府の政策批判と、これによる執行府に対する制裁の行使であり、この点に、議会の財政統制における特別委員会の独自の貢献を見出すことができる、といえよう。

〈7〉 最後の第6章は「議会の財政統制は神話か?」と題され、本書の結論部分をなすものであるが、ここでの主要な関心は、以上の諸般の考察に立脚しながら、財政統制に関する議会改革の可能性を検討することにある。

改革を論ずる場合に一般的な一つの問題点は、議会は、財政に関する法律の建築技師たりうるのか、それとも、執行部提案に対する拒否権の行使者たるべきなのか、ということであろう。換言すれば、下院は財政について立法機関でありうるのか否かが問題であり、この点については、前世紀においてもすでにベンサム

やミルのような否定的な見解が存在し、現代へとそれは一層の強調をもって受けつがれている。勿論、議会議関係者達は、依然として自ら立法機関たることを主張し、実態からしても、歳出統制と歳入統制とで差異が明らかであり、従って、この問題をめぐる論議は錯綜したものとならざるをえない。リードは、この問題を財政上の立法過程の諸局面について検討し、その諸局面に応じて改革の可能性が異なることを明らかにしている。この場合のリードの所説で注目されるのは、ブラウデン委員会の報告の見解と軌を一にして、「政府の現状にあっては、歳出の議会による統制は、公開の討論と特別委員会の調査とによって行使される政治的制裁のうちにあることが明らかになってきた」としている点である。最後に、特別委員会による財政統制に関しては、各種の改革の試みのなかで、議会研究グループ The Study of Parliament Group の提案が評価され、専門家委員会 specialist committee の設置も含めて、特別委員会制度による財政統制の一層の展開の可能性が追求されているのを見ることが出来る。

〔Ⅲ〕

このような梗概からなる本書を評価すること、ことにその欠陥といったものを指摘することは、現状ではきわめてむずかしい、といわねばならない。現状では、というのは、議会による財政統制の実態について、本書ほどに立入った考察を加えたものは、他にほとんど例をみないからである。リード自身がいうように、議会における財政上の問題の取扱いは、いわば「聖域」視されていて、ブラウデン委員会その他の調査報告においても、対象から除外されているのである(p.11~2)。この領域にあえて立入って、詳細な考察を展開したという点に、本書の独自の貢献があり、それ故に、ここでその紹介を試みたのもであった。

もう一つ強調しておきたいことは、本書が、議会における財政統制を政治過程論的方法的視角から分析しているものだ、ということである。先のチャンピオンの4つのルールに代表されるような財政上の民主主義の諸原則が、単に規範として理解され、予算現象をこの規範との整合・不整合の関係において見るという方法にとどまるならば、事実上は形骸化したといわれる財政上の民主主義が今日なお制度的象徴として存続している理由を説明することはできないであろう。リードは、政治過程論を方法的視角とすることによって、この困難を克服しようとしたのであった。「議会の財

政統制は、神話的性格によって特徴づけられるけれども、それ自体は決して神話ではない」(p.163)、これが、本書の冒頭で提起された「現代産業社会における謎」に対するリード自身の結論的な答であった。この両者の間に織りなされたのが、財政をめぐる議会政治の過程論的考察であった、といつてよいであろう。

伝統的な意味での政治学と財政学の中間領域に成立った本書の研究は、著者自身がいうように「答」であるよりも「問題提起」として受けとめられるべきであろう(p.7)。本書は、その意味において味読に価するものであると思われる。

大 島 通 義

諸 田 実 著

『クルップ——ドイツ兵器王国の栄光と崩壊』

「凡そ30年来、私の身に迫ってくる同様の問題に直面した際に私が国王の秘密顧問官故イレル氏に説得してきたのは、私が困苦欠乏しながら労働することによってのみやっと起すことの出来た私の工場の利害領域外の事に私の力を分散させないこと、また名望とか社会的、かつ名誉ある地位を断念することによってその目的一つに生きていられるのだ……ということである。

明らさまに告白すれば、祖国の政治的力やその進路に関し研究するような暇が私にはなかったのである。但し疑いもなく、ここ我が地方にも、年輩で練達し、且つ節操の持主として有名な愛国的な人物が居る。彼等はそれと同じ程の水準に達せず、ここではっきりとべられたように特にその地位の故に考慮に入れられている者の誰よりも勝れたものということが出来よう。

かかる人物は工業経営者の間に見出されるが、彼等は偉大な、国家と工業の全般的利害を代弁する点において、クルップ家のどの一員よりも遙かに有能なのである……。

それと大変密接な関連にあったにも拘らず、私は税金や関税の問題に自ら関与したことはない。——万事は同様の理由に由る、例えば、全く同じ理由の為、——情熱的な銃砲の製造業者である——私は一度も狩りに出掛けたことが無いのである。」

以上は1884年大砲王のアルフレート・クルップ

が、彼の息子を帝国議会代議士へ立候補させたらという提案に対して、これを拒絶して書いた書簡の一部である。我々はこれらの言葉から、クルップが鋼鉄産業一筋に打ち込むという大目的の為に敢えて政治やその他の世界への立ち入りを禁欲していたことを知る。そしてかかる禁欲的な職業倫理という観点に立って、初めて、死の商人とよばれるクルップ家企業の活躍が理解可能になるのだといえよう。

ここで書評に取り上げた諸田氏の書物は、年代記的な叙述形式で、クルップの事業の成功の秘密を探らんとしたものであるが、その中に、我々は以上に紹介した禁欲的な職業倫理の素材を見出すことが出来る。

「……鋳鋼所の設立がわれわれに課した苦しい運命は今日のわが工場の従業員にはとうてい想像もつかないであろう。25年間というものは成功がおぼつかなかった。それ以来徐々に、過去の困窮、努力、信頼、堅忍は報いられ、ついに驚くべき成功がもたらされた。……「労働の目的は全体の福祉にあるべきであり、それによって労働は繁栄をもち、労働は祈りである。」……」

これは鋳鋼所の責任者に就任してから25年たった1873年に、アルフレートが自筆で書いた自分達のかつての住家に対する献辞の一部であるが、彼はこの就任25周年に際し彼の為に祝うことさえ度外視するようにならざるを得なかった。(3)

この他1848年の3月革命、1872年の炭鉱労働者のストライキに際しての労働者への訓令ないしは呼びかけにも、アルフレートの禁欲的かつ家父長的職業倫理が表明されているが、ヴェストファーレン出身のドイツ産業革命の先駆的指導者で、後に政治家となったフリードリヒ・ハルコルトの小冊子「アルパイター・シュピーゲル」に添えた「まえがき」の中ではこういう。「この小冊子の核心は次のことを明らかにしている点

にある。すなわち、勤勉、誠実、中庸、家庭と家族内の人倫と秩序が繁栄と満足の確実な基礎であること、これらの徳目が不況のときこそ支えとなること、これに反してあらゆる能力、あらゆる狡知と悪意ある強力な協定にもかかわらず、反逆、無秩序、不道徳は一時的に高賃金を強引に獲得することはあっても結局は破滅に陥ること、である。……」(4)

「熱狂的勤労主義」Arbeitsfanatismusとも表現しうるこの種の職業倫理(5)、伝統からの飛躍を可能ならしめる精神的な発条となったことは、アルクレートの回想している通りであろう。別の言葉でいえば、この精神的な発条が中軸となって初めて、クルップ経営の技術面における革新性と労働者管理面における家父長的規律及び温情主義が企業の飛躍的發展という総合的な結果をもたらしたのである。

諸田氏の書物は、夫々の問題を素材としては扱いはないながらも、今述べた総合的、立体的な企業の主体条件に十分の解明を与えていない。

クルップ経営の技術的革新性と経営の家父長的性格という相矛盾する側面が、ばらばらにとらえられているように思われるのである。技術的な革新性に関しては、「最高の性能をもった製品を作るという、完璧主義というか、理想主義というか、アルフレートの性癖は、すでにこのころから身に備わっていたのであろう」とか、「たえず新しいものを求めて進むという父親譲りの資質に加えて、彼は父のフリードリヒには欠けていた計画性をも身につけていた」という風に、アルフレートの自然的資質に帰因させているようである。アルフレートが天才的な資質の持主であったことに疑う余地は無いが、その資質が十二分に真価を発揮しえたのは、先の如き禁欲的な職業倫理の支えがあったからであることは、アルフレート自身の度々の回想によって明らかなのである。(7)

また、その技術開発は、政治的に動揺の多い19世

注(1) Alfred Krupps Briefe 1826~1869, hrsg. von Wilhelm Berdrow. Berlin, 1928, S. 407 ff. ここでは Friedrich Zunkel, Der Rheinisch-Westfälische Unternehmer 1834~1879, Ein Beitrag zur Geschichte des deutschen Bürgertums im 19. Jahrhundert, Köln, 1962, S. 191 f. から引用。

(2) 諸田実「クルップ」62頁。

(3) F. Zunkel, a. a. O., S. 125, Anm. 117.

(4) 諸田実, 前掲書 211頁。なおハルコルトについては, Wolfgang Köllmann, Friedrich Harkort, 2 Bde, Düsseldorf, 1964, を参照せよ。

(5) F. Zunkel, a. a. O., S. 67 f.

(6) 諸田実, 前掲書 65, 66頁。

(7) 同書 64, 65頁。